

別紙

諮問第1112号

答 申

## 1 審査会の結論

「平成17年2月10日付16都市政広第677号(八ッ場ダムに係る公金支出差止等住民訴訟事件の訴訟代理人の委任に要する着手金の支出について)」外7件を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の内容

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、東京都知事が平成29年10月24日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

### (2) 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、以下のとおりである。

#### ア 審査請求書における主張

(ア) 処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、原告の氏名を除いて全て開示するとの決定を求める、というのが本件審査請求の趣旨である。

また、公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

(イ) 審査請求の理由について述べれば、文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

本件不開示部分は、原告の氏名を除いて、いずれも条例7条のいずれの号にも該当しないか、たとえ同号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書全てに該

当する。

不開示部分は、原告の氏名を除いて、いずれも条例9条に該当する。

## イ 反論書における主張

### (ア) 文書の特定

- a 慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。慣例に従って、再度の探索をすべきである。
- b 実施機関と、弁護士や弁護士事務所との弁護士費用の金額についての交渉中の金額等に関する文書が一切特定されていない。
- c したがって、文書の特定について不備があり、改めて文書を特定すべきである。

### (イ) 非開示部分の非開示事由非該当性

- a 事件番号、判決言渡日、裁判所支部名、裁判官名、書記官名は、いずれも、裁判所において何人も閲覧することができるものであるから、条例7条2号ただし書イに該当するとともに、明らかに、裁判官、書記官という国家公務員の職務遂行情報であるから、同号ただし書ハにも該当する。裁判官名、書記官名は、ともに、国立印刷局発行の職員録や裁判所のホームページに掲載している情報であることから、輪をかけて同号ただし書イに該当する。
- b 住民訴訟に関する裁判情報は、東京都民の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報として、条例7条2号ただし書ロ及び同条3号ただし書全てに該当する。
- c 印影や口座情報であっても、一般的な領収書や商業広告等に掲載される類のものであれば、行政国賠訴訟の被告行政庁側の弁護士という点に鑑みても、これを

不開示とする理由はないというべきである。

d 処分の理由付記に不備があるため、当然に取り消すべきである。

#### ウ 意見書における主張

##### (ア) 本案審議前に

理由説明書においては、事実経過については審査請求人が反論書を提出していることから、その記載がなく、不備があると言わざるを得ない。

##### (イ) 意見について

a 事件番号、判決言渡日、裁判所支部名、裁判官名は判例集、公共図書館でアクセスできる判例データベース等により公になっている情報であるから、条例7条2号ただし書イに該当する。

b 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱の第1により定義される「司法行政文書」とは、「裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第10の1において同じ。）であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう。」とされていることから、訴訟記録等は司法行政文書に該当せず、当該訴訟に係る当事者を特定することはできない。

c したがって、不開示事由に該当しない。

d その余については、審査請求書及び反論書記載の理由を援用する。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件審査請求に対する実施機関の説明は、以下のとおりである。

審査請求書中「4 審査請求の趣旨」によれば、本件審査請求は、原告氏名を除く全て

の情報の開示を求める趣旨のものであることから、以下、原告氏名以外の非開示情報について非開示理由を示す。

(1) 事件番号、判決言渡日、裁判所支部名、裁判官名及び書記官名

ア 事件番号、判決言渡日、裁判所支部名、裁判官名及び書記官名は、これらの情報を一体的に、又はその複数を組み合わせて開示することにより、具体的な訴訟事件を特定し、当該訴訟事件に係る当事者等を特定することができるから、特定の個人を識別することができる情報である。

イ また、個々の情報自体からは直ちに個人を識別することはできないとしても、裁判所が保有する司法行政文書の開示の申出(「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」を参照のこと。)、判例集の閲覧、インターネットに掲載された情報の検索その他の情報収集により得られる情報と照合することで、やはり特定の個人を識別することができる。

ウ よって、これらの情報は、条例7条2号に規定する非開示情報に該当する。なお、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

(2) 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人

事業を営む個人が使用する銀行口座に関する情報であり、当該個人に限られた一定の者に対してのみ明らかにしている内部管理に属する事項に関する情報であるから、公にすることにより、当該個人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため、条例7条3号に該当する。また、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

(3) 印影

公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがある(条例7条4号に該当)。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月25日	諮問
平成31年 4月10日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年 5月11日	審査請求人から意見書收受
令和 元年11月28日	新規概要説明（第204回第二部会）
令和 元年12月23日	審議（第205回第二部会）
令和 2年 1月24日	審議（第206回第二部会）
令和 2年 2月21日	審議（第207回第二部会）
令和 2年 7月17日	審議（第208回第二部会）

## （2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

### ア 本件開示請求、本件対象公文書及び本件非開示部分について

本件審査請求に係る開示請求は、別表1に掲げる本件開示請求であり、実施機関は、本件開示請求に対し、別表2に掲げる文書を対象公文書として特定し（以下「本件対象公文書1、2、3、4、5、6、7及び8」という。）、同表に掲げる本件非開示情報1から8までについて、本件対象公文書1、3、5及び7についてはそれぞれ条例7条2号及び4号に該当することを理由として、本件対象公文書2及び6についてはそれぞれ同条2号、3号及び4号に該当することを理由として、本件対象公文書4及び8についてはそれぞれ同条3号及び4号に該当することを理由として、一部開示

とする決定を行った（以下「本件一部開示決定」という。）。

都が訴訟当事者となる訴訟に関する事務は、原則として、総務局総務部法務課が所管しているところであるが、訴訟事件の処理を適正かつ迅速に進めるため特に必要があると認めるものについては、当該事件に関する事務を所管する部署において、当該訴訟事件の処理を弁護士に依頼し、これに対し着手金及び報酬金の支出を行っている。

本件対象公文書は、訴訟事件の処理を依頼した弁護士に対する着手金及び報酬金の支出を執行するために実施機関が作成したものであり、その構成は別表2で示したとおりである。

#### イ 本件審査請求における審議事項について

本件一部開示決定に関し、審査請求人は審査請求書等において、当該一部開示決定処分を取り消し、さらに本件開示請求に係る文書を特定した上で、原告の氏名を除いて本件対象公文書の全てを開示すべきである旨主張している。

そこで、審査会は、本件審査請求に係る対象公文書の特定の妥当性、並びに、本件審査請求の対象となっていない原告の氏名を除き、上記アで示した当該非開示部分の非開示情報該当性について判断する。

#### ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨

規定している。

条例7条3号本文は、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならない旨規定している。

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

## エ 本件開示請求に係る対象公文書の特定について

事務局をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、実施機関における事務事業に関する住民訴訟について、訴訟事件の処理を適正かつ迅速に行うために特に必要があると認め、当該訴訟事件の処理を実施機関から弁護士に依頼し、その承諾を得て、着手金及び報酬金を支払っており、弁護士に依頼した事案は本件対象公文書に係るものが全てであるとのことである。

審査会においてこれら対象公文書を見分したところ、訴訟代理人の選任に係る依頼状及び承諾書、着手金及び報酬金の支出に係る起案用紙、支払金額、支出先、支出科目及び支払方法について、当該対象公文書の開示された部分をもって確認できることから、本件開示請求に対し、本件対象公文書1から8までを対象公文書として特定したことは、妥当であると認められる。

オ 本件非開示情報 1 から 6 の非開示情報該当性について

(ア) 本件非開示情報 1 について

本件非開示情報 1 の非開示情報該当性について検討するに、裁判所が受け付けた事件に係る事件番号とは、各裁判所において事件を受理した場合に、当該事件を受理した日の元号及び年数、当該事件の種類ごとに付される記録符号並びに記録符号ごとに順番に付される一連番号によって表示される識別番号であり、当該事件が係属する裁判所名が判明している場合、その事件番号が判明すれば、当該事件を特定することが可能となる。事件の審理の過程では、様々な態様で個人の関与が予定され、その内容が訴訟記録に記載されることから、事件番号は、その識別を行うための番号として、当該事件に関与する個人との密接な関連性を有する情報であるというべきであり、一般に個人に関する情報に該当する。

そして、何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができ（民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）91 条 1 項）、これらの情報から特定される訴訟記録を閲覧することにより、何人も、特定の個人を識別することができることとなる。したがって、事件番号は、それ自体からは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであることから、条例 7 条 2 号本文に該当すると認められる。

次に同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は審査請求書及び反論書において、訴訟記録は裁判所において何人も閲覧することができる旨主張するが、同法 91 条の規定の趣旨に照らせば、同条 1 項に基づく記録の閲覧請求は、各裁判所に備え付けられている閲覧・謄写票に事件番号を記載して事件を特定することが必要であり、当該事件の事件番号が不明の場合、訴訟記録を閲覧することは想定されていないものと解される。したがって、訴訟記録について同法 91 条 1 項に基づき閲覧請求することが可能であるとしても、そのことを根拠として、事件番号それ自体が法令の規定により公にされているということとはできない。

また、審査請求人は、事件番号等は判例データベース等により公になっている旨主張するが、当該データベース等に掲載される判決は全国の裁判所の判決のうちのごく一部のものが選別されて掲載されるものであり、これをもって事件番号が慣行として公にされているということとはできない。



以上により、本件非開示情報1は条例7条2号ただし書イに該当せず、また、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2, 3及び4について

本件非開示情報2, 3及び4の非開示情報該当性について検討するに、これらの情報を公にすることとなると、本件対象公文書に係る訴訟（以下「本件訴訟」という。）が特定されることにより、本件訴訟の関係者の氏名等の個人情報が明らかになるものと解され、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められることから、いずれも条例7条2号本文に該当する。

そこで、条例7条2号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は審査請求書等において、当該非開示情報はいずれも裁判所において閲覧することができ、また、裁判官名及び書記官名は職員録等に掲載している情報であり、条例7条2号ただし書イ及びハに該当する旨主張するが、当該非開示情報を非開示とする理由は、他の情報と照合することにより識別される本件訴訟に関係する特定の個人の権利利益の保護にあり、判決言渡日や裁判所支部名、裁判官や裁判所書記官に係るものではないことから、審査請求人の主張は採用し難い。

よって、本件非開示情報2, 3及び4は同条同号ただし書イ及びハに該当せず、また、その内容及び性質から同号ただし書ロにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報5について

本件非開示情報5の非開示情報該当性について検討するに、当該非開示情報は、着手金及び報酬金の支出の対象となった支払先弁護士が使用する金融機関の口座に関する情報で、当該事業者に係る内部管理情報であって、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められることから、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報6について

本件非開示情報6の非開示情報該当性について検討するに、当該非開示情報は、その内容から、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表1 本件開示請求

開示請求に係る公文書の件名又は内容
東京都・東京都知事が当事者となった住民訴訟、情報公開訴訟（個人情報開示請求に係る訴訟も含む）、国家賠償請求訴訟における弁護士費用がわかる文書一切。

別表2 本件対象公文書の件名、構成並びに非開示とした部分及びその理由

本件対象公文書1		
平成17年2月10日付16都市政広第677号(八ッ場ダムに係る公金支出差止等住民訴訟事件の訴訟代理人の委任に要する着手金の支出について)		
(構成) 起案用紙、承諾書、覚書、依頼状		
承諾書		
原告氏名		条例7条2号該当
事件番号	<本件非開示情報1>	条例7条2号該当
印影	<本件非開示情報6>	条例7条4号該当
覚書		
事件番号	<本件非開示情報1>	条例7条2号該当
依頼状		
原告氏名		条例7条2号該当
事件番号	<本件非開示情報1>	条例7条2号該当
本件対象公文書2		
支出命令書(「八ッ場ダム公金支出差止等住民訴訟」訴訟代理人経費)		
(構成) 支出命令書、支払額調書、報酬支払額積算表、承諾書、支払金口座振替依頼書、振替収支命令書、所得税登録確認書、支出命令兼予算差引き確認書		
支出命令書		
金融機関名、支店名、口座情報、口座名義人	<本件非開示情報5>	条例7条3号該当
承諾書		
原告氏名		条例7条2号該当
事件番号	<本件非開示情報1>	条例7条2号該当

	印影	<本件非開示情報 6 >	条例 7 条 4 号該当
支払金口座振替依頼書			
	印影	<本件非開示情報 6 >	条例 7 条 4 号該当
	金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種目、口座番号、口座名義人	<本件非開示情報 5 >	条例 7 条 3 号該当
本件対象公文書 3			
平成21年 6 月 4 日付21都市政広第128号(ハッ場ダムに係る公金支出差止等住民訴訟事件の訴訟代理人の委任に要する報酬金の支出について)			
(構成) 起案用紙、内訳書、請求書、承諾書、判決要旨、覚書、依頼状			
請求書			
	印影	<本件非開示情報 6 >	条例 7 条 4 号該当
承諾書			
	原告氏名		条例 7 条 2 号該当
	事件番号	<本件非開示情報 1 >	条例 7 条 2 号該当
	印影	<本件非開示情報 6 >	条例 7 条 4 号該当
判決要旨			
	判決言渡日	<本件非開示情報 2 >	条例 7 条 2 号該当
	事件番号	<本件非開示情報 1 >	条例 7 条 2 号該当
	原告氏名		条例 7 条 2 号該当
	裁判所支部名	<本件非開示情報 3 >	条例 7 条 2 号該当
	裁判官名	<本件非開示情報 4 >	
覚書			
	事件番号	<本件非開示情報 1 >	条例 7 条 2 号該当
依頼状			
	原告氏名		条例 7 条 2 号該当
	事件番号	<本件非開示情報 1 >	条例 7 条 2 号該当
本件対象公文書 4			
支出命令書 (ハッ場ダム公金支出差止等住民訴訟事件の報酬金の支出)			

(構成) 支出命令書、振替収支命令書、請求書、内訳書、支払金口座振替依頼書、執行委任調書、支出命令兼予算差引確認書、複式仕訳確認書、所得税登録確認書		
支出命令書、支出命令兼予算差引確認書		
金融機関名、金融機関コード、支店名、支店名コード、預金種目、口座番号、口座名義人	<本件非開示情報 5 >	条例 7 条 3 号該当
請求書		
印影	<本件非開示情報 6 >	条例 7 条 4 号該当
支払金口座振替依頼書		
印影	<本件非開示情報 6 >	条例 7 条 4 号該当
金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種目、口座番号、口座名義人	<本件非開示情報 5 >	条例 7 条 3 号該当
本件対象公文書 5		
平成21年 9 月 17 日付21都市政広第348号 (ハッ場ダムに係る公金支出差止等請求 (住民訴訟) 控訴事件の訴訟代理人の委任に要する着手金の支出について)		
(構成) 起案用紙、請求書、承諾書、依頼状、覚書		
請求書		
印影	<本件非開示情報 6 >	条例 7 条 4 号該当
承諾書、依頼状		
原告氏名		条例 7 条 2 号該当
事件番号	<本件非開示情報 1 >	条例 7 条 2 号該当
印影 (承諾書)	<本件非開示情報 6 >	条例 7 条 4 号該当
覚書		
事件番号	<本件非開示情報 1 >	条例 7 条 2 号該当
本件対象公文書 6		
支出命令書 (ハッ場ダム公金支出差止等請求控訴事件の着手金の支出)		
(構成) 支出命令書、複式仕訳確認書、請求書、支払金口座振替依頼書、振替収支命令書、執行委任調書		

支出命令書		
金融機関名、金融機関コード、支店名、 支店コード、預金種目、口座番号、口座 名義人	<本件非開示情報 5 >	条例 7 条 3 号該当
請求書		
印影	<本件非開示情報 6 >	条例 7 条 4 号該当
支払金口座振替依頼書		
印影	<本件非開示情報 6 >	条例 7 条 4 号該当
金融機関名、金融機関コード、支店名、 支店コード、預金種目、口座番号、口座 名義人	<本件非開示情報 5 >	条例 7 条 3 号該当
平成21年度一般会計歳出予算の執行委任について（通知）（平成21年 9 月 14 日付21 財経総第1166号）		
事件番号	<本件非開示情報 1 >	条例 7 条 2 号該当
本件対象公文書 7		
平成25年 5 月 10 日付25都市政広第91号（ハッ場ダムに係る公金支出差止等請求（住民 訴訟）控訴事件の訴訟代理人の委任に要する報酬金の支出について） （構成）起案用紙、請求書、承諾書、依頼状、判決文抜粋、覚書		
請求書		
印影	<本件非開示情報 6 >	条例 7 条 4 号該当
承諾書、依頼状		
原告氏名		条例 7 条 2 号該当
事件番号	<本件非開示情報 1 >	条例 7 条 2 号該当
印影（ただし承諾書）	<本件非開示情報 6 >	条例 7 条 4 号該当
判決文抜粋		
判決言渡日	<本件非開示情報 2 >	条例 7 条 2 号該当
裁判所書記官名	<本件非開示情報 4 >	条例 7 条 2 号該当
事件番号	<本件非開示情報 1 >	条例 7 条 2 号該当

	覚書	
	事件番号	<本件非開示情報 1 > 条例 7 条 2 号該当
本件対象公文書 8		
<p>支出命令書（ハッ場ダム公金支出差止請求控訴事件の報酬金の支出）</p> <p>（構成）支出命令書、複式仕訳確認書、請求書、支払金口座振替依頼書、振替収支命令書、執行委任調書、支出命令兼予算差引確認書、所得税登録確認書、支払金口座振替依頼書</p>		
支出命令書、支出命令兼予算差引確認書		
	金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種目、口座番号、口座名義人	<本件非開示情報 5 > 条例 7 条 3 号該当
請求書		
	印影	<本件非開示情報 6 > 条例 7 条 4 号該当
支払金口座振替依頼書		
	印影	<本件非開示情報 6 > 条例 7 条 4 号該当
	金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種目、口座番号、口座名義人	<本件非開示情報 5 > 条例 7 条 3 号該当